平成27年度 第3回和歌山市総合教育会議 議事録

1 日時

平成27年12月15日(火) 午前10時00分~午前12時00分

2 開催場所

本庁舎7階 記者会見室

3 議題

- (1) 和歌山市教育振興基本計画(大綱)案について
- (2) その他

4 出席者

尾花	正啓
中村	裕
室み	ょどり
中迫	廣
金子	富貴子
原	一起
辻	正義
	室 み中迫 金子 原

5 出席した関係者の職及び氏名

総務局長	川端	康紀	教育局長	秋月	敏尚
総務部長	吉増	健	教育総務部長	太地	秀久
総務課長	井上	博司	教育政策課長	新	好司
総務課班長	權藤	裕子	教育政策課専門教育監補	川本	智之
総務課事務主査	森	一樹	教育政策課班長	亀岡	伸次
企画課副課長	鯨	年志	教育政策課事務主任	山本	泰伸
企画課企画員	稲垣	智久	教育施設課長	清水	幹夫
こども未来部長	浜端	早余子	スポーツ振興課長	高松	通博
子育て支援課長	宮崎	久	学校教育課長	林	素秀
保育こども園課長	辻	淳宏	少年センター長	庄禮	浩志
政策審議監	山本	光弘	こども科学館事務長	津村	光則
政策調整課企画員	堀口	大助	少年自然の家所長	原田	一成
政策調整課技術主査	竹家	正剛	子ども支援センター長	北畑	佐敏
			教職員課長	加藤	正彦
			教育研究所長	中北	晴美
			保健給食管理課長	守脇	秀治
			生涯学習部長	北	克巳

 生涯学習課長
 生地
 顕

 青少年課長
 小井
 淳司

 文化振興課長
 有本
 光博

 市民図書館事務長
 山路
 正晴

 博物館長
 額田
 雅裕

 和歌山市立和歌山高等学校事務長

山本 隆

6 議事の経過

開会 10:00

総務部長

定刻となりましたので、ただいまから第3回和歌山市総合教育会議を開催いたします。私は和歌山市総務局総務部長の吉増です。よろしくお願いいたします。本日も市長、教育委員会委員長、委員の皆様、教育長、福祉局長の皆様全員のご出席となっております。皆様方にはご多用の中、ご出席いただきましてありがとうございます。それでは、ここから市長に進行をお願いいたします。よろしくお願いします。

市長

皆様、おはようございます。委員の皆様には大変お忙しい中、第3回総合教育会議にご出席いただき誠にありがとうございます。前回は、8月に第2回目の総合教育会議を開催させていただきました。その際、その会議において、教育振興基本計画について、この総合教育会議の場で協議、策定し、その計画を大綱とみなすと決定させていただきました。

また、教育振興基本計画の体系案についても、委員の皆様から様々なご意見をお聞きすることができた有意義な会議だったと思っています。

今回の会議では、前回頂きました委員の皆様のご意見を反映した教育振興基本計画案など について、協議させていただきたいと考えております。委員の皆様には、教育の実情を踏ま えたご意見をお聞かせいただければ幸いでございます。

限られた時間ではありますが、是非、きたんのないご意見を出していただき、有意義な会議となりますようご協力をお願い申し上げて、簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日もどうかよろしくお願い申し上げます。

それでは初めに前回の総合教育会議の議事内容についてまとめていますので、事務局から 説明いたします。

総務課長

事務局の総務局総務部総務課長の井上です。よろしくお願いします。失礼して座らせていただきます。

前回の総合教育会議の議事内容について、説明させていただきます。

日時は、平成27年8月4日(火)午後3時30分から午後5時まで、会場は和歌山市役所本庁4階庁議室で行われました。

出席者は、市長、教育委員会委員長、教育委員会委員、教育長、福祉局長でした。

事務局は、川端総務局長はじめ17名が出席しました。

開会後、初めに市長が挨拶し、次に事務局から第1回総合教育会議の概要について説明させていただきました。

次に、教育長から教育振興基本計画が議題となった説明をしていただきました。

次に、大綱と教育振興基本計画の関係について、事務局から説明をさせていただき、教育 振興基本計画を大綱とすることをご了承いただきました。

次に、議題である教育振興基本計画の体系案について、教育委員会事務局から説明させていただき、様々なご意見を頂きました。

まず、いじめ問題について、教育委員会と学校の間のかい離、報告の徹底の問題などのご 意見を頂きました。

次に、小中一貫校について、一体型と隣接型の小中一貫校、小中学校の教員の交流などの ご意見を頂きました。

次に、学力向上について、家庭学習の重要性、SNSの使用と学力、教員の質の向上、3世代同居・近居などのご意見を頂きました。

また、教科書採択について、ご意見を頂きました。

これらのご意見につきましては、第1回の会議において頂いたご意見と合わせて、後ほど 教育振興基本計画案への反映箇所をお示しさせていただきます。

議事録については、お手元に配布させていただいています。 以上です。

市長

ありがとうございました。議事録がお手元にあります。事前にも見ていただいていると思うので、それでは早速議題に入らせていただきます。

議題1の和歌山市教育振興基本計画案に入りたいと思います。では、この基本計画案について、事務局から説明をお願いします。

総務課長

それではまず、配布資料の説明をさせていただきます。

まず、「総合教育会議意見の計画への反映について」です。これは、第1回及び第2回の総合教育会議で頂いたご意見が計画案のどの部分に具体的な取組として反映されているかをお示しした表です。

参考に第1回及び第2回の議事録もお配りさせていただいております。

次に、冊子となっております「和歌山市教育振興基本計画案」です。

この計画案の体系を表にしておりますのが、「教育振興基本計画の体系」です。第2回の会議で協議いただいた「基本方針」、「基本目標」、「基本施策」に加えて、今回、「具体的な取組」を表にしてお示ししております。

計画案の内容については、教育委員会事務局からご説明させていただきます。

教育総務部長

教育委員会事務局の教育総務部長の太地と申します。それでは、和歌山市教育振興基本計

画案について概要を説明させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元の和歌山市教育振興基本計画案をご覧ください。

まず、表紙をめくっていただいて、目次をご覧ください。

この計画は、全体を 5 章に分けて構成しております。第 1 章は「計画の策定」について、第 2 章は「和歌山市の教育をめぐる現状」について、第 3 章は「和歌山市がめざす教育」について、第 4 章は「今後 4 年間の具体的な取組」について、第 5 章は「計画の推進」について記載しており、最後に資料を掲載しております。

それでは、1ページをお開きください。

第1章「計画の策定」についてですが、まず、教育基本法に基づいて計画を策定する趣旨 を記載しています。

次に、「計画の位置付け」ですが、教育基本法に基づく計画であること、長期総合計画の教育部門の計画であること、また、8月4日に開催しました総合教育会議で決定しました「和歌山市教育大綱」とすることを記載しています。2ページの下段には、これらの関係を図で示しております。

続いて、3ページをご覧ください。

「計画の期間」についてですが、今回は平成27年度から平成30年度までの4年間としています。今後は、国の教育振興基本計画の更新に合わせ、本市の計画も翌年度に更新することとし、国同様に5年間の計画となる予定です。国や県の計画との関係については表のとおりとなっております。

次に、「計画の対象範囲」ですが、教育委員会だけではなく、和歌山市全体として推進していくこととしています。

続いて、4ページをご覧ください。

第2章「和歌山市の教育をめぐる現状」についてですが、まず、人口減少や国際化の進展など「社会の変化と教育の流れ」について、4ページから5ページにかけて記載しています。 そして、6ページ、7ページには、本市の幼稚園、小学校、中学校等の現状を記載しています。 す。

続きまして、8ページをご覧ください。第3章「和歌山市がめざす教育」についてですが、まず、基本理念として、「ともに学び ともに支えあい 未来につながる教育」というスローガンを掲げています。これは、学校、家庭、地域が一体となって、社会全体で将来の和歌山市を創造できる人を育てる教育を目指していくものであります。

次に、「めざす人間像」についてですが、「自ら考え、判断し、表現する力を持ち、規律ある行動をする人間」、「人権を尊重し、情操豊かにたくましく生きる人間」、「郷土を愛し、より良い社会の形成者となる人間」、このような3つの人間像を目指すこととしています。これは、これまで毎年定めています教育行政方針や学校教育指針を基に3つの人間像を描いております。

続きまして、9ページをご覧ください。「めざす人間像」の実現に向けて、5つの基本方針を定めております。第1回総合教育会議で議論しました大綱の骨子案にあった5つの柱を軸とし、第2回総合教育会議で教育振興基本計画の体系案を示させていただきました。今回、前回の体系案から表現等を一部変更しております。変更点につきましては、後で説明させていただきます。

基本方針の1つ目は「社会を生き抜く学力の育成」、2つ目は「豊かな心と健やかな体の育成」、3つ目は「安全・安心な教育環境の整備」、4つ目は「家庭や地域における教育力の向上」、5つ目は「生涯学習の推進と郷土に誇りと愛着のある文化・スポーツの振興」となっております。

続きまして、11ページをご覧ください。

第4章「今後4年間の具体的な取組」となっております。

まず、「計画の体系」についてですが、5つの基本方針に対して、10の基本目標を定め、 その目標に対して18の基本施策を定めています。そして、各施策には、それぞれ具体的な 取組として54の取組を示しております。

それでは、先ほど少し触れましたが、前回の体系案から表現等を一部変更しておりますので、別に配布しております「和歌山市教育振興基本計画の体系」、カラーでの1枚ものの資料をご覧ください。

黒字の部分につきましては、この計画に示している体系と同じ文言となっております。赤字や青字の部分が、前回お示ししました表現で、青字の部分は表現の一部の文言が変更したものと説明の注釈です。また、表現の変更以外に、前回の体系案からの変更点として、基本目標が9から10に、基本施策が19から18に変更しております。それでは、基本計画の体系で表現が変わった部分を説明します。

まずは、基本方針のIです。前回までは「魅力ある学校教育の推進」となっていましたが「社会を生き抜く学力の育成」に変更しました。

その理由は、基本方針のⅡ「豊かな心と健やかな体の育成」には、生きる力を育む3要素である「知・徳・体」のうち「徳」「体」の部分が示されていることから、基本方針Iを「知」に当たる「学力」を示す部分として、「社会を生き抜く学力の育成」に変更しました。

基本目標については、確かな学力を獲得し、国際社会で活躍できる人材を育てるという観点から、1 「確かな学力を育む教育の推進」、2 「グローバルに活躍できる人材を育む教育の推進」の2本立てとしました。

次に、基本方針のⅡです。基本目標は、前回までは「心身の健康保持増進」となっていましたが、これを、3「豊かな心を育む教育の推進」、4「健やかな体を育む教育の推進」の2つに分けました。

理由は、生きる力を育む3要素のうち「徳」にあたる部分を3「豊かな心」に、また「体」 に当たる部分を4「健やかな体」として分割したということです。

その他の変更ですが、事業の進捗状況を踏まえ、既に取組が進められているものについては「充実」、また、今後一層の取組が必要なものについては「推進」に文言を変更しています。

次に、基本方針のIIIです。基本目標 6 にある「教育環境の充実」を「教育環境の整備」に変更しています。また、基本施策 6-2 「学校の適正規模化の推進」については、当初、基本方針 I に入れておりましたが、基本方針 II 「教育環境の整備」との関係が深いことから、こちらへ移動しております。

次に、基本方針のIVです。基本方針、基本目標の中で使用している「教育」の文言を「教育」に変更しました。

最後に、基本方針のVです。基本施策にありました「子ども読書活動の推進」については、

学校図書館や市民図書館、また、家庭学習など様々な分野で関連してくることから、具体的な取組の中で示すこととし、基本施策としては削除させていただきました。計画の体系に関する変更につきましては、以上となっています。

それでは、教育振興基本計画の12ページにお戻りいただきます。

この12ページから77ページまでが、54の具体的な取組となっております。

恐れ入りますが、別紙で配布しています「総合教育会議意見の計画への反映について」を ご覧ください。資料の左側が、第1回、第2回総合教育会議で頂いた意見の一覧でございま す。頂いた意見につきましては、資料の右側にありますように、それぞれ具体的な取組の中 で反映させていただいております。

具体的な取組についての個々の説明は、数多くありますので時間の都合上省略させていただきますが、本日教育委員会の全所属長が出席させていただいておりますので、後ほどご質問を頂ければお答えさせていただきたいと思います。

続きまして、78ページをご覧ください。

第5章「計画の推進」についてですが、ここでは本計画を推進するために、関係機関や学校、家庭、地域との連携であったり、また、計画の進行管理や見直しについて記載しております。

最後になりますが、79ページ以降に関連資料と用語の説明を掲載させていただいております。

簡単ですが、概要の説明につきましては以上です。

市長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明いただきました計画案につきまして、ご質問、ご意見ございましたらお伺いしたいと思います。いかがですか。

市長

では分けてご質問、ご意見を頂きますかね。計画の体系を前回と一部変えさせていただい てるんですけど、この体系自体はどうですかね。

市長

事務局は、できるだけ重複を避けるという意味で、今回体系案を変更してきたのですか。

学校教育課長

学校教育課の林です。

最初の基本方針の1の部分、「魅力ある学校教育の推進」というのは、大変大きい方針にもなっていましたので、2の部分に教育の目標、生きる力を育むというのがあります。その3要素が、知――確かな学力、徳――豊かな心、体――健やかな体からできています。そういう意味で2が徳と体の部分になっていましたので、1を学力の部分ということで、もう少し絞った形での方針に変更させていただいたということです。

金子委員

分け方を具体的に知・徳・体で分けられたことで、前よりすごく分かりやすくはなったのかなと思うんですけども、先ほど委員長とも少しお話をさせていただいたんですが、「豊かな心」のところに芸術教育についても触れてもいいのかなと思いました。基本施策の3-1に「道徳教育」、3-2に「郷土を愛するふるさと教育の推進」ってあるんですけど、文化的な要素をちょっと徳に入れて、3-3に例えば芸術に子どもたちが触れて、絵画ですとか音楽ですとか書道ですとか、そういった色々なものに触れて感動する心の教育というのでしょうか、そういったものを入れてもいいのかなと思いました。生涯学習についての基本施策の9-1「文化活動の推進」とかはあるんですけども、これはあくまで生涯学習として挙げられているので、子どもたちの教育ということでも、和歌山は文化的な活動に触れる機会が少ないとよく取り上げられておりますし、市民会館の移転に伴って、芸術に触れる機会がよれからどんどん増えていくことも考えれば、受け皿だけを、入れ物だけを整備するのではなくて、それを利用する人々についてもやっぱり平行して進めていかないといけないなと思ったので、是非お願いしたいと思いました。

委員長

今のに関連しまして、知・徳・体の徳の部分では、最近よく道徳ということをいわれるん です。道徳教育っていうのは、先人が残したいろんなことを我々もその後を継いでいくとい うのも一つだと思うんですが、今、金子委員が言われたように、小学校、中学校のときに素 晴らしい本物の芸術に触れるという機会が、特に戦後欠落してきているように思えます。実 際に市の文化奨励賞をもらった、村田千佳さんとウィーンフィルのコンサートマスターが伏 虎中学校でアウトリーチといって、演奏会をやってくれたんです。子どもたちはウィーンフ ィルのメンバーのバイオリンをどんなふうにして聴くのかなと、そのときに私は後ろで聴い てたんです。そしたら、先生が静かにしろよとか一つも言わないんですが、非常によく聴い ておりました。聴いた後の「質問ありませんか」というときに、子どもたちは、初めは外国 のバイオリンのエキスパートの人たちに、ドイツの人ですから、なかなか質問が出なかった んですけども、一人が質問したらどんどん出てきたんです。本物を聞かせなかったら、やっ ぱりあかんなと思いました。その質問は「何歳の時からバイオリンを習いましたか」とか、 「自分から勉強したかったんですか」とか、「お父さんもバイオリニストだと聞いたけど、 お父さんからはどんな教え方をされましたか」とか、「嫌になったことありませんか」とか、 そういう鋭い質問をしたのを目の当たりにしました。それともう一つは、土井久幸さん。市 和商のデザイン科を出て、絵画で市の文化奨励賞をもらった方で、名草小学校で45分の授 業の中で、1枚の絵を描いてくれて、子どもたちがそれを見て必死になって真似して描いて ました。算数や理科のような先生から教えられてする教育よりも、やはり自らやっていく努 力がいかに大切か。そして、やっぱり芸術はほんまもんに触れなかったらあかんなと。今の 大人、私たちも含めて、非常に芸術性に乏しい。カラオケは行くけども、心にしみる音楽を 聴いたり、心にしみる書道を見たり、心にしみる絵画を見るという経験が今ありませんから。 経験なしにずっと大人になってきてますから、非常に文化性が低い。経済的には良くなって るけども、やっぱり心を鍛える教育というのが大切なことだと思うので、是非体系の中に取 り入れていただいたらと思います。

ありがとうござました。生涯学習の部分というのは、具体的には65ページ、66ページ、67ページに書かれているんですね。今言われている質の高い芸術教育と、ここの部分はうまく住み分けできるのですか。体系を新たに入れた場合、基本方針のⅡのほうに入れた場合、うまく住み分けはできますかね。確かに65ページ、66ページ、67ページは生涯学習とも取れるし、芸術教育とも取れるとこはあるんだけど、住み分けはちゃんとできるかな。

委員長

私は、住み分けは是非必要だと思うんです。やっぱり子どものときに学んだ芸術教育というのは、大人になっても生きてきますし、それは生活の中で絶対切り離せないものです。これは別に子どもたちが悪いのではなしに、経済成長した過程の中で、芸術の時間がどんどん減らされて、算数や英語だとか、そんな授業が増えていった。その中で、犠牲になったのが芸術ということです。だから、やはり心にしみる教育というのは、単に教えられるものではなしに、自分が獲得していく、自分が感じ取っていく、ここが抜け落ちてきたら、非常にさばさばとしたとげとげしい社会になっていくので、ここはちょっとゆっくりとスローダウンして心を養う、心を鍛えるものを教育の中に、しかも学童生徒時代に経験させておくことがやはり大切だと思います。

市長

わかりました。事務局から回答くれますか。うまく入れ込めますか。

学校教育課長

確かに学校現場のほうにいろいろな出前授業という形で、子どもたちがそういう芸術の活動に親しむ場も増えていますので、生涯の部分と重なっている部分もあるかと思うんですが、少し整理させてもらって、そういった部分を一度盛り込むようにします。

委員長

重ねたら駄目だと言ってるんです。住み分けをしてほしいと言ってるんですよ。

市長

大丈夫ですか。ちゃんと住み分けをしてください。

学校教育課長

学校教育の中で、芸術についての項を起こしてみるように考えます。

市長

体系としては、どこの中に入れるのですか。

学校教育課長

「豊かな心を育む教育の推進」が今、3-1、3-2となってますので、そこへ3-3と

いう形で入るかと思います。

市長

よろしいですか。

委員長

いいですね。3-3に入れていただいたらいいですね。

市長

質の高い芸術教育の推進とか、そういう感じですね。

委員長

そうですね。

市長

ほかにどうですか。

委員長

ちょっと聞き落としたかわかりませんけど、読書教育の重要さってどこにありましたか。

学校教育課長

「学校図書館の充実」ということで、49ページにあります。

委員長

この体系の中にはないのですか。

金子委員

6-1-4ですね。真ん中の辺りです。

市長

それは、図書館の充実になるのではないですか。

金子委員

そうですね、「図書館の充実」の中に入っているんですね。

市長

「図書館の充実」のところに入れているのですか。

学校教育課長

はい。読書の部分については、「学校図書館の充実」というところへ盛り込んでいます。

タイトルとしたら、今委員長が言われたように図書館の充実というより読書のほうを入れ たほうがいいような気がしますね。読書教育の推進とか。

教育長

教育環境の整備というのは、どっちかというとハード面になりますね。

学校教育課長

そうですね。

委員長

「学校図書館の充実」っていうのでは。これはここではちょっとしんどいのかなと思うんですけども。やはり読解力を深めるのは読書ですから、本を読むということは学力の基本になってくる。

市議会の方から聞いたんですけども、なぜ読書をしないのかというと、単純に大人が読書をしないからなんですね。やはり国語力というのは読解力ですよね。読解力というのは、国語だけでなはなしに、算数や社会や理科でも全部読解力がいるわけですから、これは学力の向上に十分資すると。ですから学校図書館の充実というのは、ハード面だけではなく、ソフト面でも学校司書の配置など非常に重要なんです。学校司書というのは、読書指導をする核となってきますから、そういったソフト面も大切なのです。ハード面では、学校図書室はあるんですけども。

中迫委員

内容はきちんと入ってますね。ただ、基本方針Iのところに持ってくるかですね。

福祉局長

1-1-3に学力の向上があるんですけども、そこの今後の取組のところを膨らますというのもありますよね。

委員長

基本的には、読書をするということが読解力を強めるということで、これは学力の向上のところに非常に大切なところだと思います。

市長

これはどうしますか。体系に入れ込むか、それとも15ページ、16ページの学力の向上のところへ特記するかなんですけども。委員長は、別にしたほうがいいということですね。

委員長

はい。

では、読書教育のことを体系へ入れ込みましょうか。基本施策1-1「教育課程の充実と学力の向上」の具体的な取組へ追加させてもらいましょうか。事務局、それでいいですか。

学校教育課長

16ページの1-1-③「学力の向上」のところですが、今後の取組の3つ目のところに、「学校図書館を活用した授業づくりを推進します。」と入れているんですが、学力の向上と読書活動をからめてもう少し表記を充実していくこともできるかなと思っています。

市長

いや、どっちかというと別体系のほうがいいかなと。体系を分ける方がいいと思います。 それでよろしいですか。

委員長

はい。

市長

では、体系についてはこのぐらいで、また後でできましたら。では、中身についてご意見 を頂けましたら。前回、2回目で頂いたご意見が反映されているかどうか。

では私から、13ページの「小中一貫教育の研究と推進」という項目で、小中一貫校は今後全体的に進めるべきかどうかというところですが、もう一つはっきり書かれていないけど、下から4行目、「伏虎小中学校における小中一貫校教育の実施を通じて蓄積される様々な知見については、研究報告会を通じて既存の小中学校に積極的に普及を図ります。」と書いているけれど、ちょっと分かりにくいので、どういう意味ですか。伏虎小中学校を進めるということですか、それともこれをモデルにして全体的に進めると書いているのですか。

教育政策課長

こちらの表現につきましては、平成29年4月に伏虎小中学校が完成し、その状況を見ながら、新たな小中一貫校を進めていくのか、それともどういった形で行っていくのかということを検証した上で、今後の市の小中一貫校を考えていきたいということでの表現になっています。

市長

まだその域は超えられないということですか。様子を見ながらということですか。

教育政策課長

まずは、出来た小中一貫校の検証をした上でということで、今は考えております。

市長

もう答えを出すべきじゃないですか、小中一貫校は。全国的にももっと進んでいるところ があるわけじゃないですか。県下でも小中一貫校は当然進んでいるところがある。そういう 事例というのはもう分かっているのだから、伏虎小中一貫校の知見を蓄えて、それを検証するというのはもう時期が過ぎてないですか。

委員長

私は就任以来、小中一貫ということを見据えながら、18の中学校のブロックがあって、その中に2つ、3つ、4つの小学校がぶら下がってあり、そこのところの連携をしていく必要があるという話をずっとやってきたが、なかなかできなかった。やっと芽が出てきたんではないかなと思ってるんです。ただ、やってるところはたくさんあります。奈良もそうですし、中核市なら姫路、県内も太地がやってるのかな。どうしてなかなかできなかったのかというと、いろいろとバリアがあることは確かなんです。これから伏虎中学校のように一体型の小中連携校を作るというのは財政的に非常に無理があるので、ああいう形ではできないと思っているけれども、近隣の学校の、いわゆる分離校という格好で作るのであれば、第三者委員会という今のはやりの言葉は使いたくないけども、そういう研究をするグループでやって、そこから答申を得ながら和歌山市の教育をこう進めていくんだという道筋を作っていく時期かなと思いました。

市長

教育長、どうですか。

教育長

この2行を読む限り、小中の内容がそっくりそのまま近隣の連携なり、隣接型、分離型の小中一貫に当てはまるというのはなかなか難しいと思います。既に分離型、隣接型の事例が全国で出てきているので、そこを参考にできる時期に来ています。多くは、小中一貫ではなしに、分離型のところは小中連携事業ということで、まずは各行事を一緒にしようじゃないかということでスタートする。その中から特別な科目、例えば音楽であったり理科であったり、そういった部分についてのみ乗り上げるということです。伏虎のをモデルにして検証してからでないとできないかというと、そういうことはないのかなと思いますので、ここの文章表現はもう一度検討するほうがいいのかなと思います。

市長

ほかの委員さんのご意見はどうですか。

中迫委員

私も同意見ですね。このタイトルが小中一貫教育の研究と推進ということですが、この取組のところには、知見の普及という部分で終わってしまっているので、その後に何かを付け加えて、推進するとか、何か表現がいるような気がしますね。このまま4年間、知見の普及だけというのではちょっと遅いという感じがしますね。

委員長

小中一貫の一番の問題は、中一ギャップというところから始まっているんですよね。中一

ギャップで始まったんだけど、今やっているところはそうではないんです。学力向上ですよ。中一ギャップというのは、お互い連携していく中で解消していきたいというのが最初の目標だったんだけど、今どこの自治体でもいわゆる学力向上をまずするために、小中連携をしたいという形が増えてきてると思うんですね。学力向上ともう一つは生活指導です。小中学校での生活指導をどうしていくかということに重きを置くと、中一ギャップが恐らく若干下火になってきています。ただ確かに、難しい問題あるいは財政的に支援していかなければならない問題が今後たくさん出てくると思うので、どこかで専門的な委員会を立ち上げて。教育委員会からいろんな話を聞きますけども、中一ギャップという話ではなしに、学力あるいは生活指導とかの問題です。進めるべきじゃないかなとは思うんですけどね。

市長

はい、ほかにどうですか。

室委員

小中一貫を実施しているところで、幾つか問題点が出てきてますけど、やはり4年生、5年生という時期に、少年期の終りでちょっとリーダー的な体験をしていくわけですが、これがどうも取りにくいというようなことが問題点として出てますので、小中一貫のときにはそうしたものを一つの観点として指導しないといけませんが、連携型では、そういう意味ではそれぞれの時期にそれぞれの伸ばし方というようになると、効果が期待できます。お互いの教育を理解しながらの連携ですから、いいのではなかろうかと思います。連携型のモデルも一つ立ち上げて。

委員長

最初は連携じゃないかと思いますね。例えば運動会を一緒にしたり、遠足も一緒に行ったり、そういうのではなしに、9年間のカリキュラムを全部見通しながらやるというのが連携ですね。学芸会やお遊戯会を一緒にするというのも最初の段階ではいいんじゃないかと思うけども、やはり一貫教育で、一番大切なのが学力の向上であったら、9年間のカリキュラムをそこのブロックの中で共有できるかどうかということが必要であって、それには時間が掛かると思います。全部やるのではなしに、まず研究校を定めてやってみるというところからスタートしてみるのがいいのではないかと思います。

金子委員

私も、ほかの方々と同様の意見です。まず一歩始めてみないことには、いつまでも進まないと思いますので、他の市町村でのモデルが出てますので、そこを十分検討して、いいところを取り入れて和歌山に応用できないかということを考えれるのかなと思いますので、是非進めていきたいなと思います。

市長

教育委員会事務局が消極的なのは、連携型だと教員の負担だとか、いろいろ考えられていると思うけれど、校舎一体型と連携型というのは、これからは普及していく方向で検討して

いくほうがいいんじゃないかと思いますので、ここの表現に、連携型も加えて、全体的に推 進するような形を入れてくれませんか。意見ありますか。教育長はどうですか。

教育長

その方向で進んでいくと思います。連携の方向で。

委員長

今市長が言われたように分離、連携というのは、非常に教員に負担が掛かってくるので、教員がどこまでいけるのかという問題も出てくるし、これから小学校、中学校の先生の若干の意識の違いというのをどこまで解消していくか。小学校は中学校のことを批判し、中学校は小学校のことを批判するというのは、極めて少ない情報の中でお互いに批判し合いをしているので、そうではなしに、合同の研究会を持ったりして、かなりのエネルギーとかなりの財政的バックアップをしていかなかったら難しい。そのためには先進地を見ればいいんだけど、和歌山市の小中一貫教育をいかにすべきかという専門的・学術的な意見を聞いてみて、それをバックボーンとして和歌山市はやってますよという格好でやっていただいたらとてもいいと思いますね。

市長

そうですね、わかりました。では、そんなふうに表現を改めてください。 ご意見をどうぞ。

室委員

23ページの不登校問題です。今明らかになっているように、要因というのは情緒不安定であったり人間関係がうまくいかなかったり、様々な要因をもって起こっております。ここに一つ、個々の支援対策を立てというようなことを、文章でいえば、下のほうの今後の取組のところの3行目です。中頃に、「学校全体で情報を共有し」とありますが、3日間ということが今は言われていますが、3日間休んだならば背景はどうだろうということを考えることになっていますが、こうしたところで大ざっぱに捉えないように、個々の支援対策という取組を入れておく必要がなかろうかと思いますが。

市長

そうですね。早期発見、早期対応だけではなくて、個々の状況に応じた対応についてです ね。

室委員

「情報を共有し、個々の支援対策を立て」というような形になってくるんじゃないでしょうか。文章をここにそのまま入れると、その後が「早期発見」と逆になってますので、ちょっと文章を整理していただきまして、その文言を取り入れておいたほうがいいんじゃないかと思います。

はい、わかりました。ありがとうございます。

では私から、38ページの「体力の向上」のところですけど、先日、小学校5年生と中学校2年生の体力の発表があって、ここにも出てるんですけど、これはこの間の発表じゃないのですか。

教育長

1年前です。

市長

先日の発表は、県下全体で和歌山市の分が出てないですけど、県下全体は上がったんだよ、ということで非常に評価されているんですけど、和歌山市の状況を見るとどうもこの平成26年と同じ状況なんです。和歌山市の特に女子、小学5年生と中学2年生の女子の体力が全国平均よりも低いし、県下全体の平均よりも低かったんですよね。女子が低い理由というか原因というのは何ですかね。県下平均と比べてもかなり低いし、全国平均に対しても低いんだけど、今回は男子はかなり改善されてたんです。女子が改善されない理由というのは何かあるんですかね。

室委員

幼児期は、スポーツに入る前の調整能力を養うんですよ。ハイハイをしたり、走るにしても、文科省は鬼ごっこをしろと言われるように、スピードを変えながら、また、上る下るなど条件の違う所を走りながらとにかく調整力を養い、そして小学校に行ったら徐々にスポーツ化していく。ところが小学校に入っての中盤、後半にかけての一番やらなきゃいけないようなときに、女子のスポーツが少ないんだそうです。男子ができるものは多いんだけど、ここが一つのネックだと言われてますね。いろいろ地域でも、また学校でも、サッカーにしろラグビーにしろ、女子が今出てきましたので、刺激はあると思いますけど。少し体育の授業の中で、スポーツにつながっていくような内容でやっていただくと中学校がまた違ってくるでしょうけどね。

市長

この38ページに出ているのも、女子と男子を比べていて、男子のほうは今年和歌山市は 飛躍的に伸びたんです。他と比べても和歌山市の女子がすごく低いんです。というのは和歌 山市のスポーツ環境が特異なんですかね。できないような状況を作っているんですかね。そ こはどんな分析をしているのですか。和歌山市の女子だけが非常に低い。室委員が言われた ように、和歌山市の場合、女子の環境が整っていないということですか。

スポーツ振興課長

分析についてはこれからしていくのですが、県の平均はかなり高い、和歌山市が低い、ちょっと足を引っ張っているところがあるんですけども。個人的な意見になるかもしれませんが、環境が田舎のほうであるのと、中心地であるのとということがあると思います。中心地

であればいろんな目を引くものが多いということがあり、その点、田舎であればクラブ、運動に打ち込むということが多いのではなかろうかと思っております。中心地であれば、いろんな目を引くものがありますので、そちらのほうに行って、中学校からクラブに入っていくという傾向にあると思いますが、これから検証していきたいと思います。

市長

しっかり検証してくださいね。では、大都市では男子に比べて女子が低いのか、その辺も 検証してもらって、女子の体力向上というのも大事なので、もし環境ができていないのだっ たら盛り込んでおいてほしいんですけど。

教育長

和歌山市の中学生の女子の運動クラブの入部率というのが、他都市に比べて高くはない、 低い傾向にある。スポーツの出来る子と出来ない子が中学に入るとますます二分化する、そ ういったことが見られます。

委員長

今の体力で、和歌山市の女子がレベル低いじゃないかと、その中でスポーツ振興課長から環境みたいなことを言われましたけど。いじめ、不登校の23ページと関連付けて質問をしたいんですけども、不登校は男子と女子のどっちが多いんですか。ちょっと調べてください。というのは、いじめ、不登校というのは、単にいじめたら悪いよ、学校に行かなあかんよというのではなしに、社会問題として捉えていく必要があるんじゃないかといつも思ってるんです。だから、今の女子の体力の低下でも、社会問題として捉える側面が出てきてるわけですね。例えば、ごはんが食べられなかったり、夜ごはんを食べてない、朝ごはんも食べていない、あるいは親の虐待とかそんなものがいろいろ絡んできたら、単に子どもだけが悪い、女子の体力だけが悪いというわけじゃなしに、社会問題として捉えていく観点が必要じゃないかと思うんです。教育の場といえば、広くいえば家庭教育や社会教育もありますが、我々が言っている大部分が学校教育の部分では、そこだけを触ってても駄目じゃないのかなと。いじめ問題でもいろんな質問が出てきますけども、社会問題として捉えていく側面も我々は持っておかなかったら、非常に対症療法的な対策になってしまうと思うんです。だから今言いましたように、女子の体力が低下しているのと、不登校での男女差はどうなっていますかと聞きたかったんです。

市長

どうですか、分かりますか。

子ども支援センター長

男女の比率なんですけども、平成26年に関しては、小学校が104人のうち、男子が65人、女子が39人となっております。中学校においては418人のうち、男子が202人、女子が216人となっております。

委員長

数字だけ見ると、逆転しているわけですね。体力といじめ問題とはそんなに関係してない のかなと思ったりするわけですけども。いじめや校内暴力というのはやったらあかんのやで、 ということでは解決できないと思っています。

金子委員

今の関連なんですけども、メディアへの依存症というんですかね、前回も前々回も話に出ましたけども、そうした依存によって女子がクラブに入らないとか、運動をする機会が少ないというのは、多分男子より女子のほうがSNSを使ってのやりとりが多かったりとかするのかなという気が少しするんです。小学校でも話を聞いてたら、男子は聞かないですけど、女子はやっぱり5年生、6年生ぐらいから、そういったもめ事、ネットのやりとりの関係でちょっとしたケンカが生じたよっていう話も時々耳にしますので、そういったことで時間をメディアとの接触に使っていて、ほかのこと、運動したりとかに回っていない。

不登校のこともそうなんですけど、メディアへの依存はどんどんエスカレートしていくらしいんです。小児科の先生が書いた本を最近読んだんですけども、依存症になってきてどんどん進行してきて、時間が長くなってくると、やはり脳の働きにも影響が出たりですとか、生活スタイルが夜更かししていて、朝起きられなくなるとか。そういったことの始まりからどんどん学校にも行けなくなってきてしまうこともあるらしいので、メディアの制限も、市として制限するとかではないんですけども、そういったことも原因に大きく関わってきていると思うので、そこら辺の意識、教育ですね。子どもだけでなくて親についても、もうちょっと危機感を持ってもらう情報も発信していかないといけないのかなと思うんです。メディアを持ってる子どもだけに対してするんではなくて、持ってない子どもも、例えば持ってる子どもが持ってない子どもと一緒にいるところを写真に撮って、それをネットの何かに載せて、その写真が広がっていってとかいうこともありますので、持ってる人だけが被害者になったり、加害者になったりするんではなくて、全体が当事者になる可能性がありますので、いろんなとこに影響を及ぼしているので、教育にももうちょっと意識を、危機感を強く持つ必要があるのかなと思います。

市長

ありがとうございます。

室委員

関連して。子どもさんの指導に当たってくださるところからもおいでくださってるので。 赤ちゃんの授乳はちょうど20センチ、30センチ、子どもが目が見えるようになるので親 と目を合わせながら飲ましてやる。ここがコミュニケーションの基本を作ってるというよう に言われますが、今スマホで赤ちゃんを見ない親がどれぐらいいると思いますか。研究家の 方(NPO子どもとメディア代表理事 清川輝基氏)の話で、びっくりしましたが、80パーセント。だから、その人たちが言ってるのには、どんな人間が成長してくるか、今はもう 実験台なんだということです。スマホに「いないいないばあ」が出るんだそうです。お母さ んはしないで、泣き出すと「ほらっ」とこうやる。だから、スマホの中で知らない女性が「い ないいないばあ」をしている。子どもはお母さんが出てくるから、あの笑顔が出てくるのですが、そういうものでお守りをさせている。大変な状況だと。教育関係者や、医者がなぜ今声を上げないかというように啓発されてましたけど、本当に大きいことだと思います。電子メディア的なものが盛んになってきた頃から不登校が増えてます。家にいたら退屈だけど、友達と一緒におれるのでと学校が楽しかったけど、今一人でちゃんと楽しめる。煩わしくなく一人で。これも一つ、不登校を膨らましていく要因じゃないかと、そんなことを研究している人たちは心配しています。

市長

ありがとうございます。中村委員長も金子委員も室委員も言われた、学校の場だけじゃないよと、家庭も地域もあるんだよということは、もうちょっと書き込んだほうがいいかもわからないですね。SNSの問題、子どもさんへの対策は後の議題でやらせてもらおうと思ってますので、今、室委員が言われたような親御さんへの話というのは、全体の中に書き込むしかないかなと思います。事務局はこれでよろしいですか。

ほかにはどうでしょうか。ご質問、ご意見ありましたらどうぞ。

基本計画についてはよろしいですか。

今日頂いたご意見を修正させていただいて、どうしようかなと思ってるんです。

第1回目のときには、第3回目で大綱を作ると説明させてもらっていて、今回が第3回目になるのですが、基本計画イコール大綱とみなすっていうことなので、今回頂いたご意見に基づいて修正させていただいて、もう1回総合教育会議をやるか、それとも個々に文書を見ていただいて、それで教育振興基本計画とさせていただくか、どちらかにさせていただこうと思うんですけど、どうでしょうか。

委員長

今の事を事務局で大体まとめてもらって、今回で策定でいいんじゃないかと思いますけど ね。

市長

もう1回やるのか、意見に基づいて修正させていただいて、個々で見ていただいた上で了解していただければ、それを基本計画として、大綱とみなしていただくか。

室委員

一つずつにいろいろな思いがあるんですけども、これは実践の中でのこれからの指導に、 教育委員会もその辺を検討していきますので、形として整えるのはこれでいいと思います。

市長

金子委員、どうですか。

金子委員

次の会議をやるとなると、なかなか時間が取れないんですよね。

次をやるとなると、2月か3月になるんですけども、来年度予算への反映等もあって、できたら12月でまとめさせていただいて。総合教育会議というのは、教育委員さんと市長が一緒の場で議論させていただいて、方向性を決めていって、同じ方向性の下で教育を実践していってということなので。どちらかというと方向性になると思うので。

金子委員

それでしたら、皆様と一緒で大丈夫です。

市長

では、福祉局長はどうですか。

福祉局長

はい。今回、私ども福祉関係はいわゆる幼児教育でありますとか、子育て支援を体系の中へ入れていただいてますので、同じ方向性でいけるのかなと思います。後は具体的にどう施策を出すか、それに尽きると思います。

中迫委員

もうかなり議論も煮詰まりました。事務局で今日の結果を踏まえて、文章化していただい たらと思います。

教育長

結構です。

市長

わかりました。ありがとうございました。今日頂いた意見をもう1回教育基本計画の中へ 反映させていただいて、個々に見て頂いて、了解いただく。その上で基本計画を策定させて いただいて、それを大綱とみなさせていただきますので、そんな形でできるだけ早く策定で きるようにします。これは事務局どんなもんでしょう。作業的にいつまで掛かりますか。今 月中で大丈夫ですか。できることなら予算に間に合わせたいので。

中迫委員

そんなに量はないので。

市長

事務局代表、太地部長お願いします。

教育総務部長

では、今月中をめどにやらせていただきたいと思います。

言わせたみたいですね。

では、今月中をめどに完成させて、法律でいくと速やかに公表する、大綱を策定したら速 やかに公表するとなっているので、教育振興基本計画を公表することになります。総務局長、 それでいいですか。

総務局長

教育振興基本計画を大綱とすることになりますので、その旨を書きまして公表したいと思います。

市長

速やかに公表ですね。

総務局長

速やかに公表です。

委員長

市長、一つだけよろしいですか。

先ほど市長の話の中で、予算編成に関わってくるという話の中で、読書教育の充実という のが入ったと思います。それで学校司書を配置するには、市単事業になってくるんです。こ こを何とか、この時期に市長のパワーで。

市長

具体的になってきましたね。

委員長

これが県費職員だったら言わないんですけど。市職員ということになってくると、学校司書をどうしても充実させて、学力向上に資するために、何とか頑張って、財政局長がノーと言っても。教育長に代わってお願いしたいと思います。

市長

そのための大綱ですので、大綱を最大限に尊重させていただきます。

委員長

年次計画にて、是非スタートラインに立って号砲を打っていただいたらありがたいです。

市長

わかりました。以上で基本計画のほうは終わらせていただいて、次にその他議題へ入らせていただきます。事務局からお願いします。

総務局長

第1回総合教育会議の中で、重要施策について今後ご協議いただくということに決定して ございますので、重要施策についてご協議いただきたいと思います。それで、重要施策の協 議なのですけれども、2件ございまして、まず「学校の適正規模化」、そして「子どもたち のSNS利用」についてでございます。これにつきまして、教育委員会事務局から説明させ ていただきます。

教育総務部長

教育総務部長の太地ですけれども、私のほうから「学校の適正規模化」と「子どもたちの SNS利用」についての2点についてご協議をお願いしたいと思います。資料を用意させて いただいておりますので、配布させていただきます。

まず1点目の「和歌山市立学校の適正規模化」についてですけれども、学校適正規模化を推進するための考え方としまして、お手元に配布させていただきました資料ですが、平成23年2月に和歌山市立学校適正規模化方針を定めまして、公立学校の適正な学校規模として、学級数の範囲などを基準として示しております。これまでの取組としましては、伏虎中学校区小中一貫校の設置や山口小学校滝畑分校の廃校など、方針に基づき取り組んできたところです。今後の見通しといたしまして、平成33年度では、適正規模の小学校は53校中29校となり、半数を超える54.7パーセントが適正範囲内となります。適正規模を下回る学校数は20校で、そのうち1学年1学級以下の学校は9校となります。特に、そのうち雑賀崎小学校と加太小学校は小規模化が進みまして、複式学級となる見込みです。そのため、対応の検討が喫緊の課題と考えています。これら2校については、適正規模化の方針では統廃合の検討対象となるわけですが、所在地の地域的特性もあることから、今後の方向性について協議をお願いしたいと思います。学校の適正規模化については、以上です。

次に「子どもたちのSNS利用」について説明させていただきます。

SNS利用につきましては、平成25年に「児童生徒の携帯電話、スマートフォン等の使用に関する基本方針」を定めまして、校内への原則持ち込み禁止、情報モラル教育の推進、家庭内のルール作りに取り組んできました。

また、平成27年9月には、SNSのガイドラインを策定しまして、公立小中学校の全保護者に配布してきたところです。

全国的にも、インターネット上の様々なソーシャルメディアに関わるトラブルが増加する中、スマホ等の所持の必要性や使用時間について、PTAや学校、教育委員会が独自に規制を設けたり、共同宣言を発したりする地域が増えつつあります。

石川県のように、条例で「携帯端末を持たせないように努める」と規定した県や、栃木県や奈良県のように、インターネット利用に当たっての適切な教育や適切な管理の必要性について、条例で規定した県もあります。

このような現状を踏まえまして、今後、和歌山市においての子どもたちのSNS利用に対する施策の方向性について協議をお願いしたいと思います。

市長

はい。ありがとうございました。それでは分けて議論させていただきたいと思います。

まず学校適正規模化の方針、平成23年に出ていて、結局そのまま眠ったような格好になっています。

これから校舎も老朽化していく中で、修繕したり、建て替えたりしていかなきゃいけない中で、適正規模化の方針をどうするかというのが、やはり大きな課題になっています。是非この機会にご意見を頂けたらと思いますのでよろしくお願いします。

まあ、小中一貫校とも絡んでくるので。

委員長

そうですね。

市長

一体校にするか、分離で連携型でいくか、いろんな問題が絡んでくるので、なかなか一概にはいかないし、地域の問題もあるので、簡単に結論は出ないと思うんですけれども、ご議論いただいて方向性を少しでも出せればと思いますのでよろしくお願いします。

教育長

先ほど、加太小と雑賀崎小が複式になるという話もあったかと思いますけれども、加太、雑賀崎については幼小、特に加太については、幼小中が同じ敷地内に入っているということもあるし、実際、加太小学校へ行くと特殊活動のすばらしさ、それと地域探索チームとかといって、ものすごく加太の地域エリアを子どもたちが学習している。そういった環境ですので、雑賀崎にしろ加太にしろ学校の特色、雑賀崎はやはり漁村、加太も漁港があり、そういった特徴を打ち出した中で、何と言ったらいいか、幼稚園なんかはエリアがないからどんどん入ってくる話なんで、まずそこからスタートすべきかなという気はしてますけれども。

魅力をアピールするというか、そういうことが大事かなと。

それで児童数が増えてくるかということになるとなかなか難しい面もありますけれども、ただ、雑賀崎にしろ、加太にしろ、人数が少ないから廃校ですよと単なる数字では割り切れない特徴があり、地域の特性があるので、やはり幼小中の連携を中心にして、表へ出す努力を必ずしていくべきかなと、まずはそこからかなと思います。

市長

加太の問題ですが、私も教育委員会事務局と議論していて、そこは敷地の中に幼小中一緒になっているのだから、それこそ一貫校を目指したらどうかと。そうすることによって地域で生き残れるんじゃないかと思っているんすでけど、教育委員会事務局に聞くとクラブの問題もあるみたいだと言うんです。クラブ活動の問題があって、やっぱり保護者にとっては、どうしてもいろいろなクラブ活動ができるようにさせたいと。そうなると、やはり大きな中学校へということになって、クラブ活動の問題が大きいんだよって言われるんですけど。

文科省が出した基準というのはかなり厳しい。どちらかというと地域のまちづくり、地域の特色という面ではやっぱりできるだけ小学校、中学校はその地域に残したいと思うんですけど。文科省の適正規模化の方針がそうじゃないような規定になってるので、それで具体的にやっていくと、問題の一つにはクラブ活動というのが出てくるんですよね。

委員長

難しいですね。学校は地域のコミュニティセンターですから。雑賀崎にしても、加太にしても、地域のコミュニティセンターですよね。それを無くすというのは非常に難しいですよね。

クラブ活動をやるために、バスで市内の中学校へ行って、バスでまた帰るというようなことにすると、チームでの活動はできるけれども。それも学校教育の非常に大きな一つのファクターだと思うんだけれども。それ以上に、地域で育ってきたものを、文化の中心的なものを無くしてしまうというのは非常に悩ましい問題ですね。だから、人数がこうだからと文科省のいうとおりにやっていたらとても。

ただ、いずれは半分くらいになってしまうのだから、今まで3万人あった子どもたちが、1万5千人、1万2千人になっていくんだから、そのまま放っておくということは、校舎整備にしても、老朽化してくるとこれを残すのか残さないのかと、優劣順位というものを付けていかないといけないし、やっぱり難しいですね。

市長

難しいです。雑賀崎小学校にしても雑賀小学校とどっちにも通えるというエリアがあって、 保護者の方、児童の方はやはり大きいほうへ行きたいから雑賀へ。ところが雑賀崎の地域の 人にとったら、できるだけ雑賀崎へ来てと思っているということで、地域と保護者ではやは り考え方も違うし、非常に難しい問題です。

委員長

悩ましい問題です。

中迫委員

加太と雑賀崎はちょっと違うと思うんですけど、雑賀崎なんかは調整区域があるんですが、大部分は雑賀小学校へ行くと。雑賀崎小学校の前を通って、雑賀小学校へ行く生徒も随分いるみたいなんですね。少子化が進んでいった場合は、このままでは恐らくどんどん減っていくばっかりですから、残すとすれば調整区域から逆に雑賀崎へ行くように、例えば英語教育を充実させるとか、何かなかったら無理ですよね。残すんであれば人が集まるような方法を考えないと。難しいですけど今のままじゃいずれ駄目になってしまうと思いますね。建て替えとかそういうことを考えた場合に、なんらかの構想を。

加太はちょっと違うような気がしますが。加太なんかもあの区域から中学校あるいは小学校がなくなるというのは、これはちょっと文化的にもどうかという問題もありますし。そういう面でも外部から人が通う方法があるのかどうか考えないとますます減っていくだけですよね。その方策がないと難しいですね。

金子委員

さっきの振興基本計画の話のときにも、一貫校の話で、連携校は進めていきましょうというような方向性が皆さん一致してあったと思うんですけれども、連携といえば無くさずに元々のところは残すというふうに考えると、カリキュラムは連携してできるかもしれないで

すけど、結局施設はどんどん空きが出てきたり、予算的にどこにつぎ込んで直していくかとか、そういったところは解決できないままに残るわけですよね。ですから連携校は連携させるんですけれども、その中でも距離的なものを見た上で、どこかにちょっと固めていく。小中の全てを一緒にするわけにはいかないかも知れませんけど、小学校である程度まとめるとか、そういったように進めていかないといけないことが出てくるんですけど、どこにまとめるかというのはやっぱり難しいですね。

結局、単級のままですよね。もし単級の学校ばっかりあれば、連携はして行き来はしますけど、普段の授業はそのクラスの人数しかいないとかになってくると、カリキュラムだけが連携しているのかという話になってくるのかなあと。

市長

非常にいろんな問題が入っていて、例えば地域、地域で距離感も違うし、学校間の距離感も違うし。加太みたいに一つの敷地の中に全部揃っているところもあるし、それぞれ地域、地域で違うから対応は多分地域、地域ごとで見ていくんだろうなと思っています。

金子委員

校舎の老朽化が進んできてて、やっぱり何らかの基準というか考えを持って決めていかな いといけない時期にもう来ているということなんですよね。

市長

この適正規模化の問題点はすぐにはいかないので、これは今後、今回だけじゃなくて来年も引き続きやっていきたいなと。片一方では老朽化の問題というのが非常に深刻な問題で、最低限の手当てをしながらいくのか、抜本的にいくのか、そういうことも含めてある一定の結論を早く出していかなくてはいけないし、地域の声も保護者の声も児童の声もしっかり聞いていかなくてはいけない。

室委員

市全体を一律の考え方ではとても整理できないですから、地域的な、今出ている雑賀崎、加太といったところにはその条件を埋め合わせながら、新たな取組をやっていかないとパターンではどうも難しいですね。

加太の子どもたちというのは、以前に意識調査をしましたら生涯この地に住みたいというのが一番高かったです。あの場所に生涯住み続けたいという意識を持ち合わせて育ってる子たちです。先ほどクラブ等の問題が出ましたけど、そうしたことは実際に一つずつその取組を皆さんでまた考えると。物理的なことだったら老朽化辺りのことについては地域の方も分かりますので、無理をされることもないでしょう。壊さなきゃいけない状況のものというのは。だから慎重にその状況、状況を取りながらで検討していかないとしょうがないんでしょうね。

委員長

私さっきも言ったように、今の委員さん、あるいは市長も悩まれてると思うんだけれども、

地域コミュニティの核であるということがやっぱり頭のどっかに一番引っかかってしまって、それを取ってしまうということが正に生命線を取ってしまう。地域住民にとったら取ってしまうようなことになるのが非常に悩ましい問題であると思いますが。

市長

はい。わかりました。

今回、平成23年に出た適正規模化の方針をいつまでも放ったらかしにはできない点もあって、老朽化の問題とかそういうことにも対応していかなきゃいけないので、そろそろ本当に正面切って議論すべきときが来たんじゃないかなと。地域の声もよく聞きながらこれを議論の土台へ乗せていきたいと思ってますので、今後ともよろしくお願いします。

市長

それでは、先ほど説明をいたただいた次のSNSについて、来年度への取組にも関係してきますので、ご意見いただけたらなと思います。

金子委員

先ほどの振興計画の59ページなんですが、59ページをご覧頂きますと、そちらのほうに今後の取組ということで「啓発に努めます」と書いてまして、成果指標・目標とありまして、現状値、平成26年度は「メディア発展に伴う有害情報対策の啓発校数」というのは、14校、14校と小中でなっているのですが、平成30年度では100パーセント達成となっています。これは平成30年度に100パーセントを達成しているのは絶対必要ですし、できるだけ前倒しで急いで取り組まないと、今、既に全国でSNSを通じて犯罪に巻き込まれる子どもとか、事件に巻き込まれる子ども、事件を起こしてしまう子どもがたくさん取り上げられてますので、これはちょっとゆっくりしてられないなというように思いますので、こは至急の話として。子どもたちに対しても具体的な事例を、新聞に載っていますから子どもたちも新聞を読んでいたら分かりますし、親がこういう事件があったと話したら分かると思いますので。使いこなす利点もありますけれども、やっぱりその危険度、どれだけその扱いに注意が必要なのかということも、具体的に指導を急いで進めていかないといけないと思います。これは急がないといけないと思います。これは急がないといけないと思います。これは急がないといけないと思います。

市長

はい、わかりました。

委員長

やっぱり課題としては、大人がインターネットの危険性というものを理解するということ、 生活習慣が乱れてくる、いじめの問題、それから個人情報が流出する、安易な書き込みによって起こるトラブルの可能性が多いとか。あるいは悪意のある大人に子どもたちが引っかかる、こんないろんな課題がありますけれども、本当に行政がやらないといけないことも、今、金子委員がおっしゃったとおりですが、家庭でやらないといけないことも非常に多い。例えば、生活習慣の乱れというのは、生活習慣をちゃんと確立してくださいよということは学校もやるけれども、家庭もやってもらわないといけない。それで親子のコミュニケーションも やってもらわなかったら、子どもはスマートフォンばっかりで親と全然話をしていない。親子のコミュニケーションは大切です。それから、ペアレンタルコントロールというのかな、親も今、SNSなどスマートフォンばっかりで、子どもと話をする機会を自ら絶っている。それから、もう一つやれることといったらフィルタリングをかける、これを徹底するということ。前の会議でも出たのですが、本当に教育で行政がどれだけできるかなと思ったときに、例えば、子ども条例なんかで子どもの権利を守ったり、子どもが良くなるにはどうするかということの中で、どこかで書けるかなと前に市長さんからも宿題を頂いていたので、いろんなところで勉強したのですが、やっぱりこれは、育友会というかPTAというか、そういうところの学校支援員というか、そういう人たちなどの協力を得ながら、大人たちが変わっていかなかったら、なかなか難しいのではないか。前の会議で言いましたように、行政が家庭生活の中にどこまで手を突っ込んでいけるのかというようなことも含めて、これは学校教育の問題でもありますけれども、社会教育の問題でもあると思うんですけど。

金子委員

家庭でも合わせて教育していかないといけないということで、PTAの話が出たのですが、今、PTAの会合、活動に進んで参加する人というのはすごく減っていまして、やっぱり児童の多いところは一部の人に任せとけばいいわ、やりたい人がやるだろうみたいな感覚があるみたいですし、少ないところは少ないところで人を確保することがそもそも難しいという状態です。私は宮北小学校のPTAの役をさせていただいているのですが、仕事をされている人も多いので、会合は夜に、極力内容を絞って話をする場になっているのですが、どうしてもPTAで集まっても話をすることといったら、学校行事、PTA行事の運営について、それだけを打ち合わせして、時間一杯で解散ということになって、家庭生活を見直していこうとか、そういった教育にどう関わっていこうかというような話までする時間が取れていない状態なんです。実際、PTAの対象の研修というのも1月か2月に毎年行われているんですかね。私はまだ参加したことはないのですが、その中で分科会もあるようなんですが、その中で来た人だけでやるのではなくて、各PTAに持ち帰ったときに、そのPTAの中で話をして、学校の先生とのやり取りの中で、各家庭へどういうふうに浸透させていくか、いろいろ練った振興計画ができていますが、その中で家庭が担える箇所を意識共有していくように、そこで話をする時間が持てるようになればいいなと思います。

市長

はい。ほかにご意見はないですか。

室委員

こうしましょうという制約を出す前に、とにかく保護者に何とかしなければいけないという意識の啓発をしていかなければいけないと思います。このままでいったら大変なことになる。そのデータを教育委員会で作っていただいたり。いろいろ子どもの育ちに悪影響があるというのは、結果はたくさん出ています。学力の面から全てに出てきていますので、そういったものをまず用意して、保護者が集うような機会に是非各学校で入念に説得していく、それからどうしましょうかと制約事に入っていかないと、今の状態は親のほうが制約に対して反対だと思います。そこから抑えていくように詰めていくならば何とか考えていけないでし

ょうか。男女共生の社会を立ち上げるといっても、そういう理念について何年とかかった啓発です。ですから、熱心にともかく担任の先生、また校長、そういう集いの中でデータを突きつけながら、わかってもらうという、そこをひとつ実践していかないと。何とかしなければいけませんね。

中迫委員

先ほど、室委員から子どもの授乳のときの様子を聞いて驚いたのですが、やはり学力とか不登校とかという問題と密接に関連しているなと感じたのです。子どもの問題は家の問題も大きいですよね。まずは親御さんたちにその弊害を理解してもらうことと、状況如何によっては一定の規制も必要なのかなという感じがします。どこまでやるかは別として、罰則なしでやりましょうとなっても、何らかの規制、プロパガンダ的なものが必要な時期が来るのかなという感じもします。

教育長

ずっとお話を聞かせていただいて、条例なり何なりを作る場合においても、この問題を行政だけで作り上げるというのでは、多分機能しないかなと思っています。それで、PTAの話も出ましたけれども、特に中学のPTAの研修会は、18校なので、その中で分科会は5つか6つかに分かれてというのを、年に2回かやっていて、私も参加しているのですが、ああいったところへ投げかけていろんな意見をもらう。それを参考にしながら作り上げていくというか、いろんな人の参加型で作り上げてこそ周知徹底もできて、そこからまたいろんな具体的な取組も深められるのかなと思います。

福祉局長

やはりSNSは、別の観点からいったら依存症的なものが十分考えられるかなと思うのです。そういった症状を別の専門の方の処方箋といいますか、そういった観点から克服するという方法も考えられたらとは思います。

市長

はい、ありがとうございました。SNSで、前回に家庭環境を縛るような、ある程度の条例を作ったらどうかといったご意見もあったんですが、今日はそれぞれの委員のご意見でいくと、まずは弊害とかといったことをPTA、家庭に十分啓発していくと。その中で、場合によっては条例化、ある程度の家庭環境を制約するというか、そのきっかけになるような条例化も必要ではないかということで、まずは啓発を中心に進めていくということでよろしいですか。

委員長

実際にやられている自治体もあるみたいですから、そんなところも参考にしながら和歌山 市はどういうふうにして理解してもらえるかということを探っていく時期に来ているので すね。

室委員

そのことについて賛同する人がたくさんにならなくてはいけない。幼児期から触っています。ですから、幼稚園関係の幼児期の保護者のほうにも同じようにそのような取組をしていただけたらと思います。

市長

わかりました。総合教育会議は幼児期から幅広く扱いますので。では、そこは教育委員会だけではなくて、子育て、子ども、教育と連携して、しっかりと対策を取っていく、そんな方向で進めさせていただきます。

では、うちから予定させていただいた議題、特に重要な政策について、来年度予算に関係があるような政策 2 点挙げさせていただいたのですけど、もし委員のほうからそれ以外にも何かご提案がございましたら、議論させていただきますけれども、どうでしょうか。

室委員

皆さん司書を望んでいるので、できるだけ。これは専門性ですのでね、これはやっぱりないわけにはいかないなと思います。

中迫委員

実験的に、どこか何校かでやっていただいたらという感じですよね。

市長

司書の問題はわかりました。ほかにはよろしいですか。

(「はい」との声)

事務局、いったん会議を終わらせていただきましょうか。どうもありがとうございました。 第3回目の会議を終了させていただきます。できるだけ速やかにまとめさせていただいて、 修正させていただいて個々に連絡を取らせていただきますので、よろしくお願い申し上げま す。どうもありがとうございました。

閉会 12:00